

2008年2月6日

足立保健所（足立区衛生部）

所長（衛生部長） 黒岩京子様

健康推進課長 水口都季様

〒 東京都足立区

半沢一宣（印）

件名1．健康増進法第25条及び「足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例」に違反している施設についての通報

竹ノ塚駅西口の「西友 西竹の塚店」（竹の塚保健総合センターが入っている建物の1階）と、興本地域学習センター近くの「イトーヨーカドー 西新井店」が、いずれも入り口付近に設置してある灰皿を撤去するよう要請しても応じませんので、通報いたします。

両店の見解は、いずれも「店内を禁煙としているため、ここでたばこを消して入店していただくためのもので、喫煙所ではない」というもののようです。しかし「ここでたばこを消して入店していただく」という発想自体が、区内全域で路上（歩行）喫煙を禁止している区の条例に違反する行為を前提とした、すなわち条例違反を容認するものです。実際多くの喫煙者は（上記の2店舗に限らず）店舗の釈明とは無関係に、これらの灰皿が設置してある場所は喫煙所であると勝手に拡大解釈し、ここで喫煙するのが常態化しています。それどころか、西友では日中に入り口付近に常駐している自転車整理員が、喫煙は灰皿付近ですよう、来店客に案内しています。西友は、私が1月末に「撤去されない場合は保健所に通報します」と店内の投書用紙に記し投函しておいたにもかかわらず応じていないことから、確信犯的であると考えざるを得ません。

貴所におかれましては、区民等の受動喫煙被害を防ぐため、法令を遵守し実態は喫煙所と化している入り口付近の灰皿を撤去するよう、これらの店舗に御指導いただきたく、お願い申し上げます。

件名2．北千住駅前の2ヶ所の喫煙所の周辺で区民等への受動喫煙被害が誘発されている問題のその後についての問い合わせ

この問題については、昨年7月2日に開かれた区議会の区民委員会でも取り上げられ、出席議員からは「区民部は衛生部と協力して問題解決に取り組むべきである」旨の発言もありました。これを受けて、亀村精一・区民部区民課長は、昨年7月5日付け「19足区区収第1079号」文書にて「今後とも関係機関等とも協議しながら進めていく」と私に回答していました。しかし、それから半年以上を経過した今日に至っても、問題の喫煙所は旧態依然のまま、すなわちその周辺を通行する区民等の受動喫煙被害を防止するための対策が何も講じられないまま、放置され続けています。

区民部が、自らが所管する条例に基づいて管理する施設に問題があることを議会からも指摘されていながら、その改善を怠り放置し続けている「不作為の継続の事実」は、区民等がこの喫煙所の周辺で受動喫煙被害を受けるのはしかたがないという「未必の故意」の認識が、今なお区民部にあることの明白な証拠であると、私は考えます。

この問題に関連して、

- 1．この半年余りの間に衛生部と区民部との間でどのような協議が行われたのか、それとも何も行われなかったのか。行われていた場合、その内容の概要はどのようなものか
- 2．「足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例」を、区民等の健康増進や（犬のふんの放置などが）公衆衛生とも密接に関係したものであることに鑑み、現行の区民部所管から衛生部に移管することはできないか。できない場合、その理由は何かの2点について、折り返し御教示くださいますようお願い申し上げます。

取り急ぎ用件のみにて失礼いたします。

草々

記事 本状に対する足立保健所からの回答は、2008年3月19日現在なし。